

別表第1（第2章第1節第1-2の（4）関係）消防水利協議書類一覧表

消防水利の種別		提出書類	協議書類	添付書類	
義務設置	公設	防火水槽	開発協議依頼書 様式第1号※ (施行規則様式第8号) 及び 公共公益施設等 管理者等協議(通知)書 様式第2号※	—	
		消火栓			
	私設	防火水槽		消防水利の設置について 様式第3号※	誓約書 様式第4号
		消火栓			
任意設置	公設	防火水槽	消防水利の設置について 様式第3号※		—
		消火栓			
	私設	防火水槽		消防水利の設置について 様式第3号※	誓約書 様式第5号
		消火栓			
協議に基づき指定消防水利とするもの (プール・無蓋水槽・貯水槽・井戸等)					消防用水利指定承諾書 様式第6号

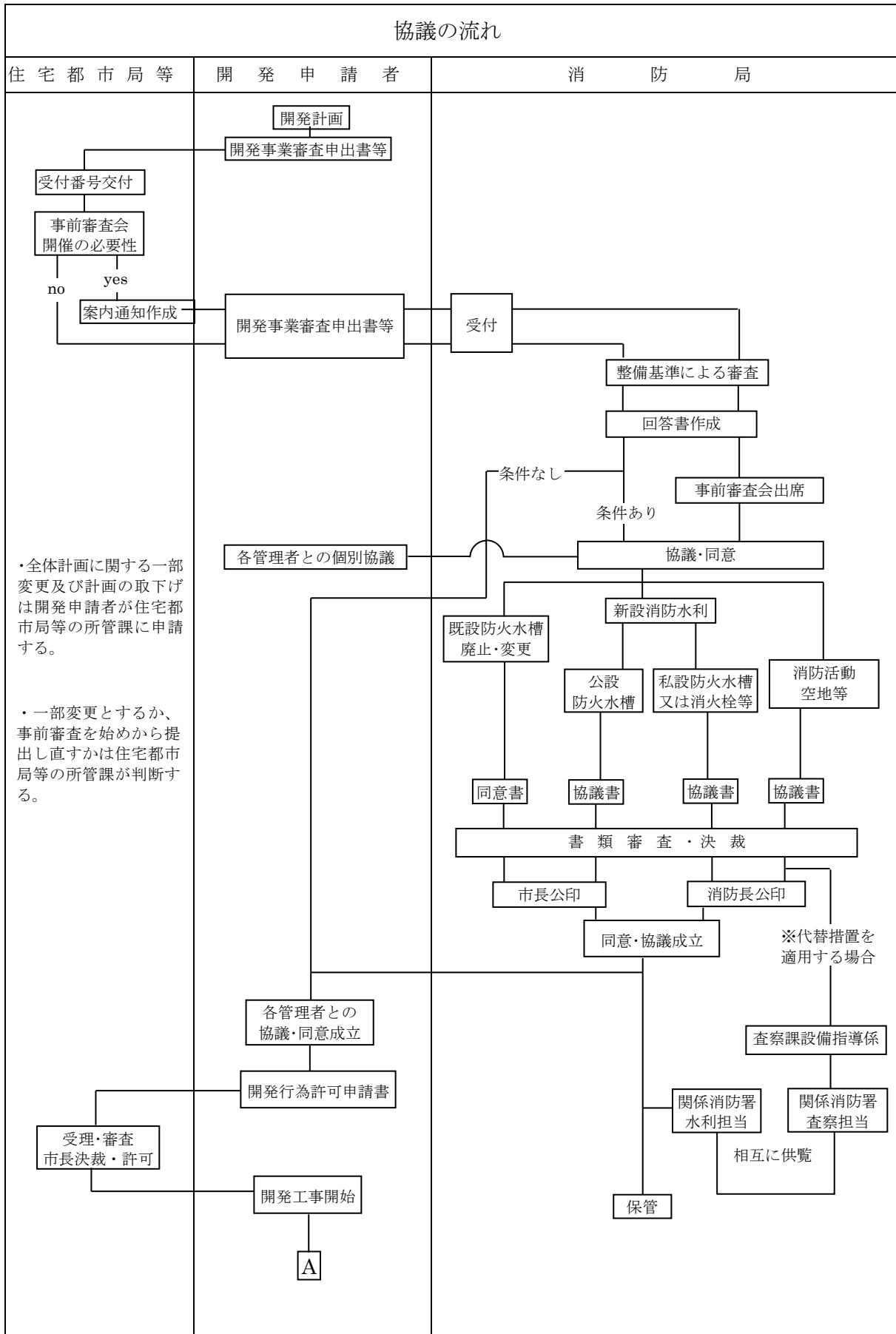
※協議の相手方は、公設防火水槽については神戸市長、そのほかについては神戸市消防長とする。

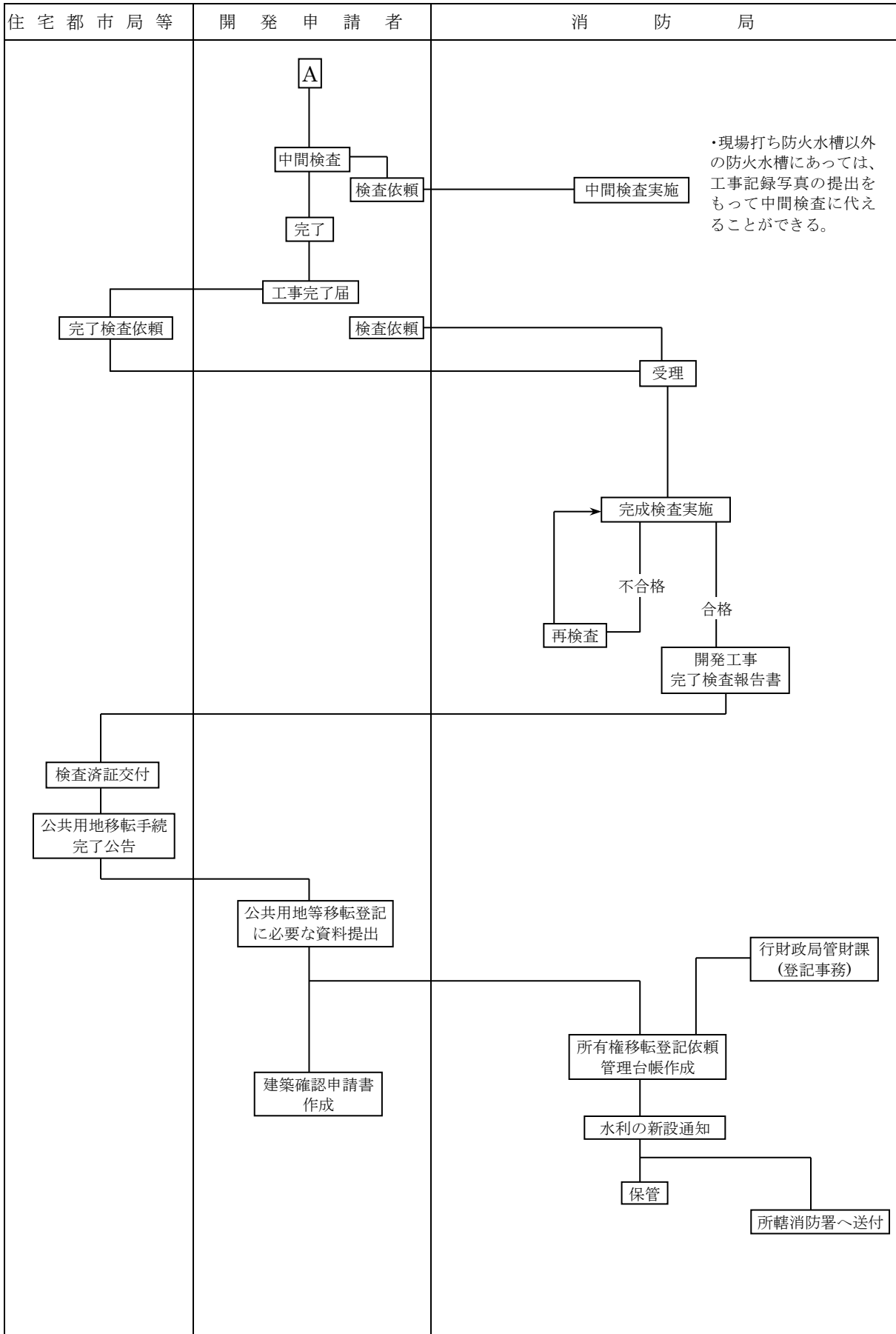
その他添付書類

- (1) 委任状
- (2) 開発事業審査申出書等の回答書(写)
- (3) 開発計画書又は事業計画書等
- (4) 位置図
- (5) 現況図
- (6) 造成計画図(平面、断面)
- (7) 土地利用計画図
- (8) 消防水利配置図(水利位置、水利包括範囲)
- (9) 消防水利構造図等
(二次製品認定証、平面、断面、採水口設備、吸管投入孔、配管、標識、用地の状況等)
- (10) 消火栓配管図(消火栓口径等)
- (11) 水道事業者との議事録
- (12) その他、提出を指示されたもの

協議書類は紙ファイル等に綴じ、正本1部・副本2部の合計3部を提出すること。協議成立後、副本1部を開発事業者へ返却する。

別表第2 (第2章第1節第1-3関係) 協議及び手続きの流れ





別表第3（第2章第2節第5関係）防火水槽分類表

区分	内容	構造	条件
公設防火水槽	消防局が所有し、維持・管理する防火水槽。		
私設防火水槽	開発の許可条件として設置された義務設置の防火水槽のうち、消防局が将来所有し、維持・管理する予定であるものの、移管手続きがされていない防火水槽。 移管手続き後、公設防火水槽となる。 誓約書提出の必要なし。	二次製品 (認定品)	義務設置の防火水槽
	開発の許可条件として設置された義務設置の防火水槽であるが、消防局以外が所有し、維持・管理する防火水槽。 誓約書提出の必要あり。	二次製品 (認定品)	
	防火水槽（地域防災施設）設置型総合設計制度の許可条件として設置された防火水槽。 誓約書提出の必要あり。	又は 地中ばり	
	公的機関又は民間事業者が設置した任意設置の防火水槽で、消防局以外が所有し、維持・管理する防火水槽。 誓約書提出の必要あり。	又は 現場打ち	任意設置の防火水槽
指定消防水利	公的機関又は民間事業者が設置した任意設置のその他の消防水利で、「消防用水利指定承諾書」を取り交わしたものの。	消防水利として 使用可能な構造	
その他の消防水利 (自然水利を除く)	公的機関又は民間事業者が設置した任意設置のその他の消防水利で、「消防用水利指定承諾書」を取り交わしていないもの。		

別表第5（第2章第3節第3－1関係）消防水利中間検査実施項目

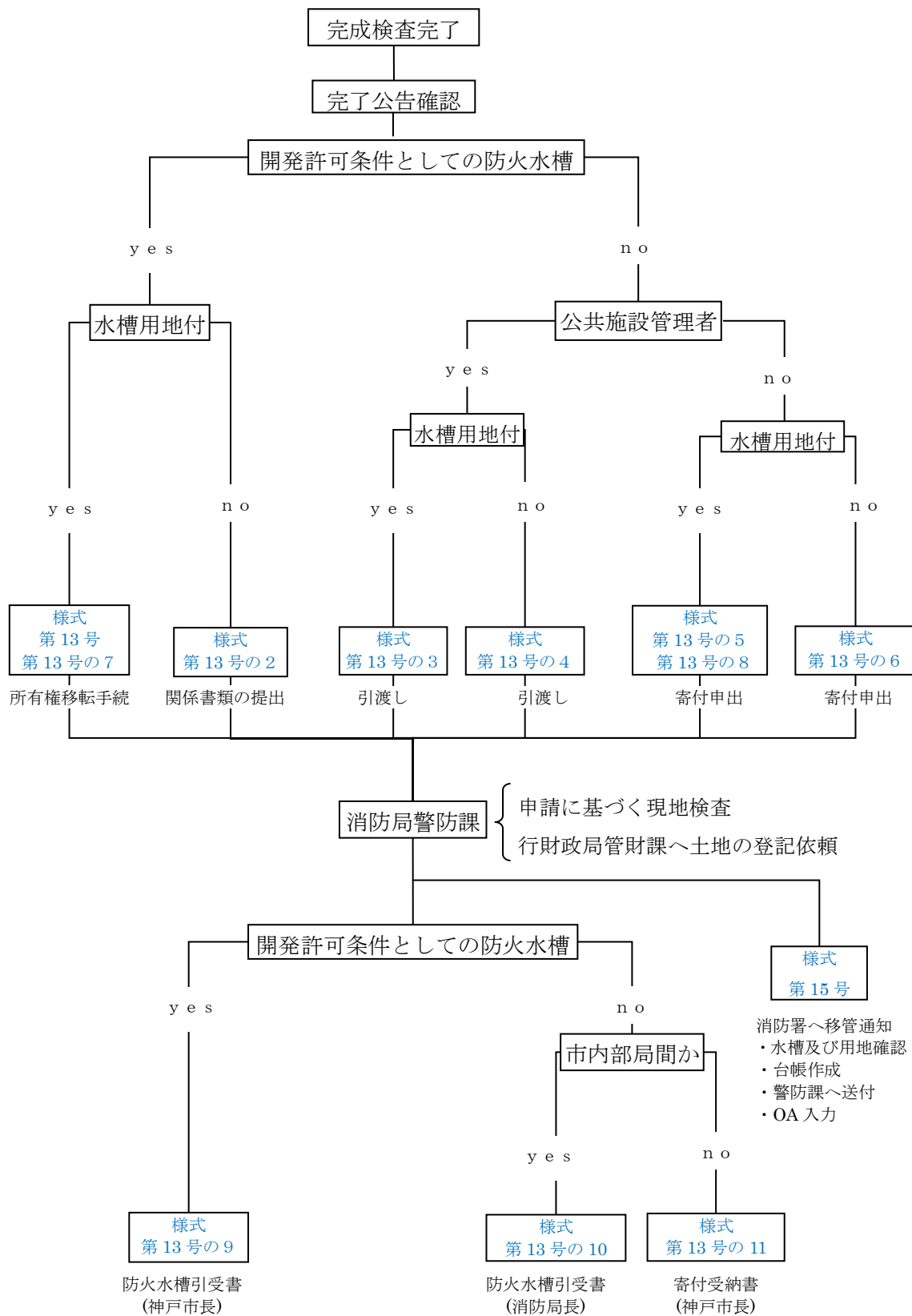
時期	内容	検査実施者
掘削完了時	<ol style="list-style-type: none"> 1 掘削の深さ及び面積の確認 2 底部の土質の状況 3 矢板工事の状況 4 人身危険防止措置の状況 	警防課長
床板配筋完了時	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄筋径、本数及び配筋の間隔 2 鉄筋、結束線の緊結状況 	
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 マンホール、集水ピットの位置、深さ及び口径の確認 2 導水管設置の場合は、導水管、通気管の位置及び口径の確認 3 地中ばりを区画して水槽を設置する場合は、人通口、通水口、通気口の位置及び口径の確認 4 周辺の状況を見て必要のある事項 	

別表第6（第2章第3節第4－1関係）消防水利完成検査実施項目

種別	区分	内容	検査実施者
消火栓	消火栓 本体	<ol style="list-style-type: none"> 1 位置は計画どおりか。 2 蓋、杵及び消火栓本体は規格どおりか。 3 ハッカー、スピンドルに変形、開閉困難及び歪み等はないか。 4 吸管の結合、離脱作業は円滑に行えるか。 5 止水弁の全開放を確認する。 6 検査は、開閉バルブを全開して吐水量（水圧）を計測する。 	消防署長
防火水槽	防火水槽 本体	<ol style="list-style-type: none"> 1 蓋、杵は規格どおりか。（蓋に「防火水槽」の標示があり、エポキシ樹脂等により黄色に塗装されているか。） 2 水槽の構造、寸法等は計画どおりか。 3 コンクリートに浮きがないか、クラック等が発生していないか。 4 二次製品防火水槽については、各部材の接合部が完全に止水されているか。 5 防水施工は側壁上端まで十分なされているか（地中ばり水槽の防水処理は樹脂系塗膜防水となっているか） 6 採水口設備は計画どおりか。 7 水利標識は規格品が計画位置にあるか。 8 転落防止ネットが取付けられているか。 9 その他、使用上の支障はないか。 	警防課長 及び 消防署長
	防火水槽 用地	<ol style="list-style-type: none"> 1 用地面積は水槽外壁から1 m以上の余地が確保されているか。 2 水槽上部には真砂土を1 m以上置いているか。 3 上地、用地柵、用地面積、境界標は計画どおり施工されているか。 4 用地内及び周辺の安全性は確保されているか。上地の状況によりペンキで駐車禁止と明示する。 	警防課長

防火水槽	漏水検査	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者により、清水を水槽内の有効水量位置まで満たす。 2 水張り終了の連絡を受けた検査員は、事業者の立会いを得て満水状態を確認し、検査を開始する。また、検査終了時においても事業者の立会いを得ることとする。 3 検査期間は、1週間とする。漏水検査開始日を含め3日間は連続して実施、その後、開始日から起算して7日目に実施し、漏水なし又は漏水が0.2t未満で止まれば合格とする。 4 漏水が0.2t未満であっても漏水状態が続けば、検査期間を延長し、0.2tで漏水が止まり1週間の安定期間を終えれば合格とする。 5 検査期間中漏水量が0.2tに達すれば、ただちに検査を中止して工事施工者（立会い者を含む）に通知し、改修を指示すること。 	消防署長
共通	周辺状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 街区計画及び通路は、消防車等の進入に十分な幅員、隅切、勾配が確保されているか。 2 ホース延長、器材搬送等の消防活動に支障となる擁壁、崖、工作物はないか。 	警防課長 (防火水槽) 消防署長 (消火栓)

別表第7 (第2章第4節第2-1関係) 防火水槽移管事務



別表第8（第3章第1節第1－2の（4）関係）消防活動空地等協議書類一覧表

区分	提出書類	協議書類	添付書類
	消防活動空地等を確保できるとき	開発協議依頼書 <u>様式第1号</u> ※ 及び 公共公益施設等 管理者等協議（通知）書 <u>様式第2号</u> ※	—
	消防活動空地等の一部確保できるとき		消防活動空地等代替計画書 <u>様式第16号</u>
	消防活動空地等を確保できないとき		誓約書 <u>様式第17号</u>

※協議の相手方は神戸市消防長とする。

その他添付書類

- (1) 委任状
- (2) 開発事業審査申出書等の回答書（写）
- (3) 開発計画書又は事業計画書等
- (4) 位置図
- (5) 土地利用計画図
- (6) 消防はしご車等進入路図（車両軌跡、道路幅員、勾配、耐圧範囲、標識、活動空地等）
- (7) 消防はしご車架梯断面図
- (8) 建物平面図（各階）及び断面図
- (9) その他、提出を指示されたもの

協議書類は紙ファイル等に綴じ、正本1部・副本2部の合計3部を提出すること。協議成立後、副本1部を開発事業者へ返却する。

別表第9（第3章第2節第2の（4）関係）進入路の隅切り

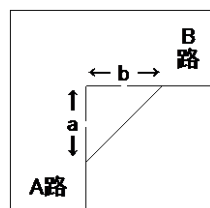
大型消防車両										
A路幅 \ B路幅	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
4	10 × 10	7 × 9	5 × 8	4 × 7	3 × 6	2 × 5	1.5 × 4	1 × 3	0.5 × 2	0.5 × 1
5	9 × 7	6 × 6	4 × 5	3 × 4	2 × 3	1 × 2	0.5 × 1			
6	8 × 5	5 × 4	3 × 3	2 × 2	1 × 1					
7	7 × 4	4 × 3	2 × 2	1 × 1						
8	6 × 3	3 × 2	1 × 1							
9	5 × 2	2 × 1								
10	4 × 1.5	1 × 0.5								
11	3 × 1									
12	2 × 0.5									
13	1 × 0.5									

普通消防車両						
A路幅 \ B路幅	4	5	6	7	8	9
4	6.5 × 6.5	4 × 5.5	2.5 × 4.5	1.5 × 3.5	1 × 2.5	0.5 × 1.5
5	5.5 × 4	3 × 3	1.5 × 2	1 × 1.5		
6	4.5 × 2.5	2 × 1.5	0.5 × 0.5			
7	3.5 × 1.5	1.5 × 1				
8	2.5 × 1					
9	1.5 × 0.5					

単位はメートル。

隅切の寸法は(A路側の隅切り寸法(a)×B路側の隅切り寸法(b))を示す。

交差角が90度の場合の隅切幅を示したものであり、90度以外の場合には適宜増減すること。



別表第 10（第 3 章第 3 節第 2 - 1 関係）消防法施行令別表第 1（5）項口の代替措置

区分 建物の階数		40 号省令不適用※ 1	40 号省令適用
10 階建以下		<ul style="list-style-type: none"> ・回廊式バルコニー ・スプリンクラー設備 ・連結送水管 ・屋外避難階段※ 2 ・バルコニー有効幅 1.2m 以上※ 3 ・GP3 型受信機を設けた遠隔試験機能付自動火災報知設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・回廊式バルコニー ・スプリンクラー設備※ 4 ・連結送水管 ・屋外避難階段※ 2 ・バルコニー有効幅 1.2m 以上※ 3 ・共同住宅用自動火災報知設備※ 5
11 階建 以上 または 31m 以上	10 階 以下の 部分	<ul style="list-style-type: none"> ・回廊式バルコニー ・スプリンクラー設備 ・バルコニー有効幅 1.2m 以上※ 3 ・GP3 型受信機を設けた遠隔試験機能付自動火災報知設備 ・非常用エレベーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・回廊式バルコニー ・スプリンクラー設備※ 4 ・バルコニー有効幅 1.2m 以上※ 3 ・共同住宅用自動火災報知設備※ 6 ・非常用エレベーター
	11 階 (31m) 以上の 部分	<ul style="list-style-type: none"> ・回廊式バルコニー ・スプリンクラー設備 ・バルコニー有効幅 1.2m 以上※ 3 ・非常用エレベーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・回廊式バルコニー ・スプリンクラー設備※ 4 ・バルコニー有効幅 1.2m 以上※ 3 ・非常用エレベーター

※ 1 40 号省令とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 17 年総務省令第 40 号）のことをいう。

※ 2 住民等の避難、消防隊の進入等に有効な位置に、建築基準法基準より一以上追加設置する。

※ 3 バルコニーが連続している場合に限る。

※ 4 共同住宅用スプリンクラー設備を含む。

※ 5 特定共同住宅等の構造類型により「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備」を選択可能な場合に限る。

※ 6 二方向避難・開放型であれば、11 階建以上の建物についても 10 階以下の部分の代替設備として認める。